

〈成人期〉

成人期は、仕事や家事による多忙から、食事時間など生活が不規則になるため、自身の口腔のケアがおろそかになりがちであり、また、歯や歯肉の痛みや不快感がなければ歯科専門家による専門的口腔ケアを受けにくい年代で、進行した歯周病が増える時期です。年齢とともに、進行した歯周疾患や歯の喪失が増加し、歯の喪失によって、食生活に支障をきたし、その結果として、身体の機能の低下を招くことから、成人期からの歯周病の予防が必要です。

(1) 現状 (P142、P143 図表参照)

兵庫県では、生涯にわたり自分の歯を 20 本以上保つことにより、健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活を過ごすため、^{はちまるにいまる} 8020 運動を推進しています。

各市町では、歯周病の予防・早期発見のため、住民を対象とした歯周疾患検診や保健指導、健康教育事業を実施しており、健康増進事業として、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の節目検診対象者に実施するほか、対象年齢の拡大、保健センター等での集団検診または医療機関で受診する個別検診を行うなど、地域の実情に応じて実施しています。しかし、全体的に受診状況は低調です。

また、働き盛り世代が受診機会を得るためにには、事業所における歯科健診の実施が望まれますが、実施している事業所は多くありません。県では、モデル的に標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル^{※21}を導入した事業所歯科健診を実施しています。実施した事業所では、従業員に行動変容が見られるなど、一定の効果が見られており、普及を図る必要があります。

成人期の「進行した歯周病」は、市町歯周疾患検診結果をみると、40 歳で 18 年度 35.1% から 23 年度 34.9% に、50 歳で 18 年度 47.7% から 23 年度 45.1% とわずかに改善しているものの、依然高い割合を示しています。

また、学校歯科検診のデータでは、高校生の歯周病が 7 ~ 9 % であるのに対し、20 歳の進行した歯周病は 27.6% と、学齢期以降、急激に歯周病が増加している実態を踏まえ、成人期の初期である若い世代への歯周病対策も大きな課題です。

歯周疾患検診の一人当たりの現在歯数は、20歳において28.7歯であり、以降は40歳で28.2歯、60歳で25.3歯、80歳で16.6歯と、加齢とともに減少しており、^{はちまるにいる}8020運動の目標値を達成している人の割合についても、平成23年度兵庫県づくり実態調査によると、40歳で64.1%、60歳で61.1%、80歳で35.2%となっており、年齢とともに減少傾向にあります。

[^{はちまるにいる}8020運動の目標値]

35歳～44歳：28歯以上、45歳～54歳：25歯以上、55歳～64歳：24歯以上、
65歳～74歳：22歯以上、75歳以上：20歯以上

このため、歯間清掃用具による口腔清掃の方法の普及、かかりつけ歯科医等専門職による口腔清掃の受診を促進するなど、一層の歯周病対策強化が必要です。

(2) 課題

歯周病と全身疾患との関係や歯周病予防のための歯科健診の重要性などの普及啓発及び口腔のケアの実践支援、歯周疾患検診等の定期的な歯科健診、歯科保健指導の充実

(3) 推進方策

成人期の歯周病の予防や歯の喪失を防止するため、正しい口腔清掃の方法や専門職による口腔清掃の必要性などの口腔のケアと歯科健診の必要性、全身疾患と歯周病、喫煙と歯周病の関連など歯周病予防についての正しい知識を普及するとともに、市町歯周疾患検診等の歯科健診及び保健指導の充実、事業所歯科健診の拡充を図ります。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合の増加(20歳以上)	46.9% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	56%以上
8020運動目標達成者割合の増加	(40歳) 64.1%	(40歳) 77%以上
40歳 28歯以上	(50歳)	(50歳)
50歳 25歯以上	76.9%	92%以上
60歳 24歯以上	(60歳) 61.1%	(60歳) 73%以上
	(平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	

2 歯及び口腔の健康づくり

歯間清掃用具を使用する人の割合の増加(20歳以上)	45.1% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	54%以上
定期的な歯石除去や歯面清掃する人の割合の増加(20歳以上)	24.6% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	30%以上

【主な推進施策】

① 歯周病予防の重要性についての正しい知識の普及啓発及び口腔のケアの実践

歯周病の罹患等を防止するため、歯みがきのほか、食生活等の生活習慣との関連など、正しい摂食・咀嚼・嚥下ができる口腔環境の重要性、歯間清掃用具による口腔清掃の方法、かかりつけ歯科医等専門職による口腔清掃を受けることの必要性等、歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。

特に、歯周病の最大の危険因子となっている喫煙は、①ニコチンの血管収縮作用によって血液の流れが低下し、口腔粘膜や歯肉の酸素不足、栄養不足を招く、②歯肉が纖維化され炎症に対する防御反応が現れにくくなる、③白血球の機能低下により免疫力が低下する、④唾液の分泌が減少して口の中が不潔になりやすいことから、喫煙者の減少を目指して、禁煙により、歯周病の予防や治療効果が高まることの情報提供に努めます。

また、糖尿病等の全身疾患と歯周病の関係についての正しい知識についても情報提供を行います。

これらの普及啓発にあたっては、各地域で歯の健康づくり、歯科健診の勧奨等の普及啓発を行う8020運動推進員を育成し、地域における歯の健康づくりの活動を支援します。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病の予防、歯科健診、かかりつけ歯科医をもち、定期的に受診して歯石除去等の専門的口腔ケアを受けることの重要性についての理解と実践 ・歯間清掃用具の正しい使用法の習得、実践 等
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康ひょうご21県民運動参画団体による地域での普及啓発 ・8020運動推進員として地域における歯の健康づくり、歯科健診の勧奨等の普及啓発

関係団体等	<p>〈医師会、看護協会等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙と歯周病の関連、糖尿病等全身疾患と歯周病との関係などに関する正しい知識の普及 <p>〈歯科医師会（歯科医療機関）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周病予防についての正しい知識の情報提供（喫煙との関係、全身疾患との関係等を含む） ・ 歯間清掃用具の正しい使用方法についての普及啓発 ・ 啓発用パンフレットの作成 ・ 20歳（はたち）の歯科健診キャンペーンによる啓発 <p>〈歯科衛生士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康公開講座の開催により、かかりつけ歯科医を持ち、歯科健診、歯石除去等を受診することの重要性についての普及啓発 ・ 啓発用パンフレットの作成 <p>〈愛育班・いづみ会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会等において、歯や口腔の健康の保持のため、定期的な歯科健診受診の呼びかけ 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員が歯と口腔の健康づくりについて正しい知識を習得し、口腔のケア（セルフケアと専門的口腔ケア）を取り入れることができるよう健康教育、情報提供等の実施 ・ 洗口場の確保 等
市町 <small>はちまるとにいまる</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8020運動推進員と連携した地域における歯の健康づくり等の啓発 ・ 歯間清掃用具の正しい使用方法の普及啓発 ・ 定期的な受診による歯面清掃等の専門的口腔ケアを受けることの重要性の普及啓発 ・ 喫煙が与える口腔への健康被害の普及啓発 等
県 <small>はちまるとにいまる</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8020運動推進員の養成 ・ 歯間清掃用具の正しい使用方法の普及啓発 ・ 定期的な受診による歯面清掃等の専門的口腔ケアを受けることの重要性の普及啓発 ・ 喫煙が与える口腔への健康被害や禁煙外来についての情報提供 等

② 歯周疾患検診等定期的な歯科健診及び歯科保健指導の充実

住民の歯周疾患予防の意識向上や歯科保健行動などの促進を図るため、地域の実情に応じ、住民が利用しやすいよう、市町歯周疾患検診等定期的な歯科健診や歯科保健相談等の充実を図ります。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な歯科健診の受診、歯科保健相談・指導の活用 必要に応じて、医療機関の受診、治療の継続 保健指導内容の実践（生活習慣の見直し等）等
関係団体等	<p>〈医師会、看護協会等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な歯科健診の受診勧奨 <p>〈歯科医師会、歯科衛生士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な歯科健診及び指導の実施 市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導への協力 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市町歯周疾患検診等の定期歯科健診、歯科保健相談・指導が受けやすい環境づくり 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> 市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導の充実 (節目検診及び対象年齢の拡充等) 歯間清掃用具等の使用の実践支援（保健指導） 等
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導への支援 (市町健康増進事業費補助事業等による財政支援) 市町が実施する歯周疾患検診等のデータの収集・分析、各機関への情報提供 等

③ 事業所歯科健診の拡充

働き盛りである成人期の歯の健康づくりを推進するため、事業所歯科健診の拡充に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 事業所歯科健診への積極的な参加 等
関係団体等	<p>〈歯科医師会・歯科衛生士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所歯科健診及び保健指導への協力 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所歯科健診・歯科保健指導の実施 健診の結果、治療が必要な従業員に対する医療機関受診の勧告、治療継続への配慮 等

2 歯及び口腔の健康づくり

市町	<ul style="list-style-type: none">事業所歯科健診の取組の支援管内の事業所に対する市町歯周疾患検診の実施状況の情報提供 等
県	<ul style="list-style-type: none">事業所歯科健診の取組の支援 等 (標準的な成人歯科健診プログラムの導入支援)

〈高齢期〉

高齢期は、むし歯・歯周病による歯の喪失が急増するとともに、義歯装着者が増加し、咀嚼機能が低下します。さらに加齢や歯周病による歯槽骨の吸収や歯肉退宿で露出した歯根部、治療済みの歯や義歯の釣(バネ)がかかっている歯にむし歯が発生しやすくなります。

また、唾液分泌量の減少、口腔機能の低下等によって、口の中に汚れが残りやすくなるとともに、咀嚼・嚥下機能が低下するため、誤嚥性肺炎を発症することもあります。

さらに、全身疾患有することが多くなり、内服薬による口腔への影響やA D L(日常生活動作)の低下・入院生活による生活環境の変化に伴い、口腔のケアの維持が不十分になる時期でもあります。

このため、定期健診や専門的口腔ケアを実施し、口腔機能の維持を図るよう支援する必要があります。

(1) 現状 (P143 図表参照)

市町においては、健康増進事業の中で、歯周疾患検診、健康相談、健康教育を実施しています。

また、平成24年度には、口腔のケア、口腔機能の維持向上のための口腔機能向上プログラムを全市町で実施しています。

平成23年度兵庫県健康づくり実態調査では、8020運動の目標値を達成している人の割合は、60歳(24歯以上保持)で61.1%、70歳(22歯以上保持)で53.5%、80歳(20歯以上保持)35.2%と、年齢が上がるにつれ、減少しており、8020運動の目標を達成するための取組の強化が必要です。

(2) 課題

口腔機能の低下に伴う誤嚥性肺炎の発症を予防するための口腔のケアの重要性の普及啓発や歯科健診、歯科保健指導、介護予防の充実、全身疾患との関連に伴う医科歯科連携の強化

(3) 推進方策

老化による口腔機能の低下に伴う食事中のむせや誤嚥性肺炎の発症を予防するため、口腔機能の維持、口腔のケア等の高齢期の歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、定期的な歯科健診や保健指導、介護予防の観点からの口腔機能の維持向上など支援の充実を図ります。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
8020運動目標達成者割合の増加 70歳 22歯以上 80歳 20歯以上	(70歳) 53.5% (80歳) 35.2%	(70歳) 64%以上 (80歳) 42%以上
	(平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	

【主な推進施策】**① 口腔のケアの重要性や歯科健診の必要性についての普及啓発**

高齢者の歯の喪失や歯周病の進行に伴う、口腔機能の低下を防止するため、歯周病は、動脈硬化などの動脈硬化性疾患、感染性心内膜炎等の誘因となる可能性があること、また、歯周病の予防・治療が糖尿病の改善、悪化予防につながること、さらに手術前の口腔管理により術後合併症の発生頻度が減少することなど口腔疾患の重症化予防の重要性などの普及啓発とともに、歯間清掃用具の正しい使用法や義歯の手入れ、定期的な歯科受診による歯面清掃等の必要性の普及啓発に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・歯間清掃用具の正しい使用法の習得、実践 ・義歯の手入れの習得、実践 ・定期的な歯科受診による専門的口腔ケアの必要性の理解、実践 等
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進員による口腔のケアの重要性についての普及啓発 <愛育班・いづみ会> ・口腔のケアの重要性についての呼びかけ <老人クラブ> ・「健康づくり実践リーダー研修会」の開催 ・健康づくりの学習・実践・点検 ・口腔のケアの重要性についての普及啓発 <歯科医師会・歯科衛生士会> ・歯間清掃用具の正しい使用法、義歯の手入れについての情報提供、指導

2 歯及び口腔の健康づくり

関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科専門職による専門的口腔ケアの重要性についての普及啓発 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔のケアの重要性、歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発への協力 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔のケアの重要性、歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発 ・ 地域における高齢者訪問サービス事業(給食サービスなど)利用者への口腔のケアの重要性の普及啓発 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔のケアの重要性、歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発 等

② 高齢者に対する歯科健診と保健指導の充実

全身疾患を伴うことの多い高齢者の口腔機能の維持のため、全身状態、口腔内の状況など、高齢者の個人差、状況に合わせ、医科と歯科相互の連携のもと、定期的な歯科健診や専門的口腔ケアの実施、義歯の手入れなど具体的な口腔のケアの実施方法等の保健指導の充実に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医・歯科医をもつことの重要性への理解 ・ 定期的な歯科健診の受診 ・ 専門的口腔ケアのための受診 ・ 保健指導内容(口腔のケア)の実践 等
関係団体等	<p>〈医師会、看護協会等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期歯科健診の受診勧奨 <p>〈歯科医師会・歯科衛生士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科健診の実施 ・ 定期的な専門的口腔ケアの実施(受診勧奨) <p>〈医師会、歯科医師会等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医科と歯科の連携の強化(会議、研修会の開催等) 等
事業者	—
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周疾患検診の実施 ・ 市町健康増進事業における歯科健康相談、保健指導の実施 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町歯周疾患検診、歯科保健相談等のデータの収集・分析、情報提供 ・ 医科歯科連携の促進に関する研修の実施 等

③ 口腔機能向上プログラムの充実

介護が必要な状態になることをできる限り防止するとともに、高齢者の生きる活力を引き出すため、口腔機能向上の必要性についての教育、口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能等の向上支援など、口腔機能向上プログラムの充実を進めます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	・ 市町が実施する事業への参加 等
関係団体等	〈老人クラブ〉 ・ 口腔機能向上プログラム実施への協力、参加の呼びかけ 〈歯科医師会・歯科衛生士会〉 ・ 口腔機能向上プログラム実施への協力 〈栄養士会〉 ・ 口腔機能向上プログラム実施への連携 等
事業者	一
市町	・ 口腔機能向上プログラムの実施 ・ 高齢者の口腔機能向上への支援 等
県	・ 口腔機能向上プログラムの実施への支援 等

〈特に配慮を要する方〉

障害者(児)や要介護高齢者、糖尿病患者、難病患者等は、むし歯や歯周病に罹患・悪化しやすく、また歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要するため、かかりつけ歯科医と保健医療専門職が連携して、歯科疾患の予防、早期発見及び口腔機能の発達・維持のための適切な口腔管理と指導など、歯科保健サービスの充実を図る必要があります。

(1) 現状 (P144、P145 図表参照)

[障害者(児)]

障害の種類や程度、または口腔の問題の状況も個人差が著しく、さらに、年齢や生活環境等を考慮したきめ細かい対応が望まれます。

特に、歯科受診については、一定のスペースや機器が必要であったり、受診や治療に対する拒否や抵抗が強く現れたりすることがあるなど、治療を受けることが困難な場合があることから、日常からむし歯や歯周病を予防することが必要です。

また、障害者(児)本人が、むし歯や歯周病を発症していても、痛みを言葉で伝えることが難しい場合も多く、重症化してから気がつくことも多いため、家族や介護者などが口腔のケアの重要性を理解する必要があります。

県健康福祉事務所において、平成22年度に難病患者、障害者(児)等を対象として実施した専門的歯科保健相談では、参加者817人のうち、歯科医師の所見において要治療であった者の割合は、難病患者が65.0%、障害者が78.4%となっています。

さらに、平成24年度に県内の障害者(児)入所施設を対象とした調査によると、障害者(児)入所施設における口腔のケアについては、1日3回以上実施が48.3%、1日1～2回実施が44.7%となっており、9割以上の施設で毎日実施されています。

また、歯科健診については、「年1回以上実施」が65.8%、「不定期に実施」が27.2%となっており、93%の施設において、健診が実施されていますが、歯と口腔の健康を保つためには、年1回以上の定期健診を実施する必要があります。

歯科健診や口腔のケアの実施にあたっては、一人ひとりの障害の状況に配慮しながら進める必要があり、施設においては、協力歯科医や歯科衛生士などの歯科専門家の指導や助言を受けながら、実施しています。

[要介護高齢者]

高齢者は、歯の欠損や義歯装着、多種類の服薬による唾液分泌の減少、口腔内の動きの低下、ADLの低下による清掃不良等から口腔衛生状態が不良となりやすく、感染に対する抵抗力が弱いことから、口腔内の清潔には十分に配慮する必要があります。

平成24年度に実施した県内の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を対象とした調査によると、口腔のケアについては、1日3回以上実施が47.9%、1日1～2回実施が49.7%となっており、97.6%以上の施設で毎日実施されています。

歯科健診については、「年1回以上実施」が28.9%、「不定期に実施」が42.7%となっており、健診実施の体制が図られているのは、7割程度と推定されます。

また、介護保険における口腔機能維持管理体制加算（歯科医師や歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔のケアに係る技術的助言・指導を月1回以上実施し、さらに技術的助言・指導に基づいた口腔のケア・マネジメントに係る計画を作成・保管する）を算定している施設は51.1%ですが、そのうち、口腔機能維持管理体制加算（歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月4回以上、入所者に専門的口腔ケアを実施）を算定している施設は12.0%にとどまっています。

要介護高齢者は、摂食嚥下障害^{※22}を伴っている場合も多く、誤嚥性肺炎の予防も含めた歯、歯肉、舌等の清掃等の口腔のケアとともに、舌や口唇、あごの動き等、口腔機能の低下を予防することが重要です。

[糖尿病患者]

歯周病と全身疾患、特に糖尿病との相互関係が強く、①糖尿病患者は歯周病になりやすい、②糖尿病は免疫力を低下させるため歯周病が重症化しやすい、③進行した歯周病のような慢性炎症を放置するとインスリンの働きが妨げられ、糖尿病が悪化する可能性がある、と言われています。

糖尿病患者自身が歯周病と糖尿病の相互関係を正しく理解し、糖尿病治療とともに、歯科受診を継続できるように、医科歯科連携の強化を図る必要があります。

[難病患者]

難病患者は疾病が原因となってう蝕（むし歯）や歯周疾患に罹患しやすい口腔状態となったり、歯肉出血・口腔粘膜の水疱やカンジダ症等が発症しやすく、疾病の進行によって、口腔内の状況が急激に悪化するなど、舌や口腔粘膜の痛みが生じやすくなる場合があります。

また、ステロイド剤等の使用が長期にわたる場合は、歯科治療に際して感染予防、血圧低下などに十分な配慮が必要です。

神経難病患者は病気の進行により、食物の経口摂取困難や、唾液の分泌の減少、口腔内の自浄作用の低下をきたしやすくなります。筋力低下による咀嚼や嚥下機能の低下も見られ、嚥下障害による食物や唾液の誤嚥等により嚥下性肺炎を発症することもあります。

膠原病患者等は、口腔乾燥（膠原病に伴うシェーグレン症候群）や、口腔粘膜の潰瘍（ベーチェット病）等、歯肉出血・口腔粘膜への水疱が生じやすく、薬剤の服用により口腔乾燥、粘膜病変、味覚障害等が生じることもあります。

難病患者や介護者にとって、全身的な問題が優先されがちですが、難病患者・家族が口腔のケアの重要性を十分に理解し、適切な口腔のケア、治療につなげることが必要です。

難病患者団体では、患者や家族、介護者等に対して、口腔のケアの重要性を学習する講演会などを実施していますが、普及啓発とともに、疾患に応じた専門的な支援が確実に受けられるよう、医科歯科連携の強化も重要です。

(2) 課題

特に配慮を要する方の合併症の予防、進行防止のために、かかりつけ歯科医をもつことの重要性の普及啓発、定期的な歯科健診、歯科保健指導の充実、医科歯科連携の強化

(3) 推進方策

障害者（児）や要介護高齢者、糖尿病、難病患者等のむし歯や歯周病、誤嚥性肺炎の罹患・悪化を予防するため、かかりつけ歯科医をもつことの重要性の普及啓発、定期的な歯科健診、歯科保健指導の充実を図り、医科歯科連携の強化を推進します。

【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成29年度)
障害者(児)入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加	65.8% (平成24年度健東管基調)	80%以上
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科健診実施率の増加	28.9% (平成24年度健東管基調)	35%以上

【主な推進施策】**① 家族、看護・介護従事者等を中心に誤嚥性肺炎・歯周病に関する正しい知識と予防方法の普及啓発**

誤嚥性肺炎等の合併症を予防するために、家族、看護・介護従事者等に対して、歯周病の正しい知識や、予防方法、かかりつけ歯科医を持つことの重要性等について普及啓発を進めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 要介護等の歯周病予防に関する正しい知識の習得、歯周病予防・進行防止方法の実践 県、市町歯科保健事業、医療機関等における専門相談の活用 等
関係団体等	<p>〈医師会（医療機関）、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者、家族、介護従事者への口腔のケアの重要性の普及、歯科受診勧奨 〈歯科医師会（歯科医療機関）〉 介護従事者、家族への歯周病への正しい知識と歯周病予防・進行防止方法の普及啓発 市町歯科保健事業への積極的な協力 専門的歯科相談の実施 かかりつけ歯科医、施設の協力歯科医として、定期歯科健診・歯科治療の実施、家庭、施設での歯の健康づくりに必要な知識・情報の提供 〈歯科衛生士会〉 施設での専門的口腔ケア、歯みがき指導の普及啓発、実践 〈難病患者団体・障害者関係団体〉 患者、家族等への口腔のケアの重要性についての講演会の実施

関係団体等	<p>〈施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町・関係団体等が実施する歯科保健相談事業等の積極的な活用 ・ 介護従事者、利用者、家族への講演会、口腔のケアに関する研修会等の開催 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護従事者、家族への歯周病等への正しい知識と歯周病予防・進行防止方法や口腔のケア、口腔機能維持向上の重要性についての普及啓発の実施、協力 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設と連携した口腔のケアの重要性についての普及啓発 ・ 在宅の要介護者及び介護者への口腔のケアの重要性についての普及啓発 ・ 歯科健診や歯科相談の実施、充実 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔のケアの重要性についての普及啓発 ・ 歯科健診等の必要性の普及啓発 等

② 定期的な歯科健診の実施、歯科保健指導の充実

口腔の衛生状態を良好に保ち、むし歯や歯周病を予防するため、在宅療養を支える関係者と協力し、障害者(児)、要介護高齢者、糖尿病患者、難病患者等の障害や、病気、難病の特性を理解した診察、口腔のケアの技術等、特に配慮した定期的な歯科健診、歯科保健指導の充実に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な歯科健診の受診 ・ 必要に応じた医療機関の受診、治療の継続 ・ 県・市町が実施する歯科保健事業、医療機関等における専門相談の活用 等
関係団体等	<p>〈医師会（医療機関）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科との情報交換 <p>〈歯科医師会（歯科医療機関）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ歯科医、施設の協力歯科医として、定期歯科健診・歯科治療の実施、状態に応じた口腔のケア等の指導 ・ 障害者歯科診療に配慮した歯科診療所、訪問歯科診療実施診療所等についての情報提供

関係団体等	<p>〈歯科衛生士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健相談、訪問歯科保健指導への協力 ・摂食機能訓練等を含めた専門的口腔ケアの指導・実施 <p>〈施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設における専門的口腔ケアに関する加算を算定できる体制の整備 ・利用者に対する定期歯科健診の実施 ・協力歯科医、歯科衛生士と連携した歯科保健事業の実施 ・県・市町・関係団体等が実施する歯科保健相談事業等の積極的な活用 等
事業者	—
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・施設と連携した歯科保健相談等の歯科保健事業の実施 ・在宅の要介護者及び介護者への訪問歯科保健指導等、歯科保健対策の実施 ・歯科健診や歯科相談の実施、充実 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的歯科保健対策事業の実施 ・心身障害児等への保健医療相談窓口の設置 ・歯科健診等の必要性の普及啓発 ・歯科健診実施状況等の調査の実施、データ収集、情報提供 等

③ 医科歯科連携の強化

障害者(児)、要介護高齢者、糖尿病患者、難病患者等の合併症予防、重症化予防のため、全身疾患等の治療を担当する医師と歯科保健医療サービスを提供する歯科医師が協力して効果的な支援ができるよう、医科と歯科相互の情報共有や、相互の専門知識の収集・理解と活用、連携を進めます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医・歯科医をもつことの重要性への理解 等
関係団体等	<p>〈医療機関、医師会、歯科医師会等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医科と歯科の連携の強化(会議、研修会の開催等) ・地域医療連携パス(脳卒中・糖尿病・がん)の活用 等
事業者	—
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・医科歯科連携の促進への協力(情報提供等) 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携パス(脳卒中・糖尿病・がん)の推進 ・医科歯科連携の促進に関する研修の実施 等

